

京 都 大 学 大 学 院 人 間 ・ 環 境 学 研 究 科 規 程 新 旧 対 照 表

| 改 正 前 | 改 正 後 |
|---|---|
| <p>第 1 専攻</p> <p>第 1 条 本研究科の専攻は、次に掲げるとおりとする。 <u>共生人間学専攻</u> <u>共生文明学専攻</u> <u>相関環境学専攻</u> (中 略)</p> <p>第 3 転学、転科及び転専攻</p> <p>第 4 条 通則第 4 0 条第 1 項の規定により本研究科に転学又は転科を志望する者には、研究科会議の議を経て、許可することがある。</p> <p>2 本研究科学生で転専攻を志望する者には、研究科会議の議を経て、許可することがある。 (中 略)</p> <p>第 9 条 次の各号に掲げる科目、単位数、研究指導及び在学年数は、研究科会議の議を経て、それぞれ修士課程又は博士後期課程の修了に必要な科目、単位数、研究指導又は在学年数として認定することができる。</p> <p>(1) 転学、<u>転科</u>又は<u>転専攻</u>前に、本学又は他の大学の大学院で履修した科目、単位数、受けた研究指導及び在学年数の一部又は全部</p> <p>(2) 前 2 条の規定により履修した科目、単位数及び受けた研究指導の一部又は全部</p> <p>(3) 通則第 4 6 条の 2 第 1 項の規定により本研究科に入学する前に大学院において履修した科目について修得した単位数 (大学院設置基準 (昭和 4 9 年文部省令第 2 8 号) 第 1 5 条において準用する大学設置基準 (昭和 3 1 年文部省令第 2 8 号) 第 3 1 条に定める科目等履修生として修得した単位数を含む。) の一部又は全部 (後 略)</p> | <p>第 1 専攻</p> <p>第 1 条 本研究科の専攻は、次に掲げるとおりとする。 <u>人間・環境学専攻</u></p> <p>第 3 転学及び転科 (同 左)</p> <p>第 4 条 (同 左)</p> <p>第 9 条 (同 左)</p> <p>(1) 転学又は転科前に、本学又は他の大学の大学院で履修した科目、単位数、受けた研究指導及び在学年数の一部又は全部</p> <p>(2) } (3) } (同 左)</p> <p>附 則 (令和 5 年達示第 1 3 号)</p> <p>1 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>2 改正後の第 4 条及び第 9 条の規定は、この規程施行の日以後に入学した者から適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。</p> |